

審第5656号-1

答申第641号

令和8年2月19日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月28日付け千が第2160号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第899号

平成29年10月17日付けで審査請求人から提起された、平成29年10月3日付け千
が第1469号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成29年10月3日付け千が第1469号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分欄に記載した各情報を開示すべきである。
- 2 実施機関は、平成28年7月21日に記者会見を行った際に配布した座席表（以下「本件座席表」という。）について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月4日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県がんセンターで2015年12月、食道がんを患う県内の60代男性が食道摘出の手術を受けた際、医師らが機器の操作ミスで止血に手間取り、約2リットルの大量出血があったのに、患者側に伝えていなかった件に関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、事故報告書、公金支出に関する文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、報道、広報誌、電話またはその他のメモ、礼金の有無や金額、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、取材の依頼文、調査資料、配布資料、会見の資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、再発防止策、

市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「がんセンターにおける食道がん患者に対する手術経過と患者さんへの説明について」（以下「対象文書1」という。）、「アクシデントレポート」（以下「対象文書2」という。）、「医療事故報告書」（以下「対象文書3」という。）、「臨時 医療安全管理委員会資料（平成28年2月2日）」（以下「対象文書4」という。）、「臨時 医療安全管理委員会議事録（平成28年2月2日）」（以下「対象文書5」という。）、「平成27年第11回医療安全管理委員会資料（平成28年2月18日）」（以下「対象文書6」という。）、「平成27年第11回医療安全管理委員会議事録（平成28年2月18日）」（以下「対象文書7」という。）、「平成28年度第1回医療安全管理委員会資料（平成28年4月20日）」（以下「対象文書8」という。）、「平成28年度第1回医療安全管理委員会議事録（平成28年4月20日）」（以下「対象文書9」といい、対象文書1ないし9を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年10月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

電子メールなどの電磁的記録も特定すべきである。

本件不開示部分は、いずれも、条例第8条のいずれの号にも該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

本件不開示部分は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

処分庁は、本件開示請求を限定的に解釈しており、できるだけ文書を開示しないように努めている。

医療過誤が起きたにもかかわらず、事後的な文書だけでもあまりに少なすぎるうえに、医療過誤が起きる前の本件に関する文書や医療過誤直後の文書等も特定すべきである。患者本人や家族との文書や収集した新聞記事等の切り抜き等でもある。

添付書類や鑑なども開示すべきである。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

審査請求人は、処分庁と複数、行政訴訟をしてきたが、文書の隠蔽が著しく、到底、情報公開条例の規定に基づく公務とは言えないものであり、情報公開に関して職員の意識改革や職員研修を実施すべきである。

したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 不開示部分の不開示事由非該当性

ア 不開示部分が記載されている文書は、弁明書にもあるとおり、がんセンターが

記者会見事案を検討した内容であり、開示文書からも、あくまで予定であり変更はありうるという趣旨が示されている。ゆえに、一般に、確定情報であると断言することはできない。公権力が如何なる時期にどこまで事実関係を確認できていたかを主権者が事後的に検証することに資することも、条例の前文、1条及び3条並びに同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。公権力が如何なる時期にどこまで事実関係を確認できていたかを主権者が事後的に検証することは、外部からの圧力や干渉等とは、到底、言えないものである。

したがって、5号には該当しない。

イ がんセンターによる医療過誤に対する対応状況・方針、報告者の氏名、報告者の経験年数、事故レベル、防止対策、届出とされる情報は、主権者が、本件についてあるいは今後の類似の事案について、千葉県が如何に再発防止策等を講じるべきか、如何にその対応や方針を決定するかを判断するうえで、不可欠な情報である。行政監視は情報公開の主目的であるが、この精神に反する処分は許されないというべきである。主権者が情報公開で入手した証拠をもとに改革や改善を求めることを外部からの圧力や干渉等と主張するとは、日本国憲法第15条第2項に違反するため、真摯に反省し、主権者に謝罪すべきであり、担当職員を懲戒すべきである。

また、報告という行為は明らかに公務員としての職務遂行情報であるのに、2号以外の号により不開示としてしまつては2号ただし書きの規定を潜脱ないし没却しかねない。

また、事故レベル、対応状況・方針、防止対策、届出とされる情報は、千葉県精神科医療センターの事例では、同様の文書につき開示されているが、処分庁の表明するおそれは現実のものとなっていない。

したがって、6号には該当しない。

ウ 防衛大臣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づく情報公開請求に対して、防衛医科大学校病院の蘇生救命活動実施一覧表を、患者IDを除いて開示した。その開示文書には、診療科名、実施日時、発見者・発見場所、性別、年齢、身体的情報、医療行為、その結果等々が克明に記録されている。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、条例第8条と同様の規定を有しているにもかかわらず、それでもなお、処分庁の表明するおそれは現実の

ものとはなっていない。

したがって、2号により不開示とされた情報は、患者の氏名とIDを除いて2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

エ 本件が医療過誤事件であるにもかかわらず、担当医の氏名等を開示しないとはインフォームド・コンセントの権利を著しく侵害している。本件の対象情報は患者さんの氏名等を除いて、今後、千葉県がんセンターや当該医師らにより医療を受けるおそれのある患者さんやその御家族の生命や健康等を保護するために開示すべき十分な理由があるというべきである。

したがって、公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件決定に対する本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

2 対象文書の特定及び内容について

(1) 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求に対し、対象文書1ないし9を特定し、また、本件請求を受け、本件開示請求に関する行政文書を探索した結果、今回特定した上記9件の対象文書以外は不存在であったことから、本件決定を行った。

(2) 対象文書の内容について

ア 対象文書1は、千葉県がんセンターにおける、平成28年7月21日に実施した記者会見において使用した説明資料である。

イ 対象文書2は、医療事故が発生した場合に、当事者又は発見者等により作成され、医療安全管理室へ報告されたものを医療安全管理室が、病院長へ報告した資料である。

ウ 対象文書3は、レベル3b以上の案件が発生した場合に、病院長が病院局へ報告した資料である。

エ 対象文書4は、平成28年2月2日に開催した「臨時 医療安全管理委員会」(以下「臨時委員会」という。)で使用した資料である。

臨時委員会資料は「次第」と「資料」で構成されており、「次第」は、会議の議

事項目を内容とする文書であり、「資料」は臨時委員会の議事内容を説明するための文書である。

その内容は以下のとおりである。

(ア) 次第 会議の議事項目を示したものである。

(イ) 資料 重大事故初期対応チェックシートについて、会議で説明したものである。

オ 対象文書5は、臨時委員会の議事録である。

カ 対象文書6は、平成28年2月18日に開催した「平成27年度第11回医療安全管理委員会」（以下「第11回委員会」という。）で使用した資料である。

本件資料は「次第」と「資料1、2」で構成されており、「次第」は、会議の議事項目を内容とする文書であり、「資料1、2」は、会議の議事内容を説明するための文書である。

その内容は以下のとおりである。

(ア) 次第 会議の議事項目を示したものである。

(イ) 資料 平成28年1月の事故の内容等について、会議で説明したものである。

キ 対象文書7は、第11回委員会の議事録である。

ク 対象文書8は、平成28年4月20日に開催した「平成28年第1回医療安全管理委員会」（以下「第1回委員会」という。）で使用した資料である。

本件資料は「次第」と「資料1～19」で構成されており、「次第」は、会議の議事項目を内容とする文書であり、「資料1～19」は、その会議の議事内容を説明するための文書である。

その内容は以下のとおりである。

(ア) 次第 会議の議事項目を示したものである。

(イ) 資料1、2 医療安全管理体制について、会議で説明したものである。

(ウ) 資料3～5 医療事故の発生状況について、会議で説明したものである。

(エ) 資料6～9 医療事故対策について、会議で説明したものである。

(オ) 資料10～15 医療事故の予防について、会議で説明したものである。

(カ) 資料16～18 職員の安全管理意識の向上について、会議で説明したものである。

(キ) 資料19 患者からの医療安全相談への対応について、会議で説明したものである。

ケ 対象文書9は、第1回委員会の議事録である。

3 処分の理由について

(1) 不開示部分について

ア 対象文書2で不開示とした部分

対象文書2中、氏名、年齢、患者ID、診療情報、医療事故の内容については、条例第8条第2号に、報告者の氏名、報告者の経験年数、事故レベル、防止対策については、条例第8条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 対象文書3で不開示とした部分

対象文書3中、年齢、診療情報、医療事故の内容、患者対応については、条例第8条第2号に、届出、事故レベルについては、条例第8条第6号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

ウ 対象文書4で不開示とした部分

対象文書4中、患者情報については、条例第8条第2号に、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

エ 対象文書5で不開示とした部分

対象文書5中、患者情報については、条例第8条第2号に、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

オ 対象文書6で不開示とした部分

対象文書6中、患者情報については、条例第8条第2号に、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

カ 対象文書7で不開示とした部分

対象文書7中、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

キ 対象文書8で不開示とした部分

対象文書8中、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針に

については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

ク 対象文書9で不開示とした部分

対象文書9中、氏名、患者情報については、条例第8条第2号に、検討内容については、条例第8条第5号に、対応状況、方針については、条例第8条第6号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

対象文書2ないし6及び9の患者情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。また、医療事故の内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(3) 条例第8条第5号該当性について

対象文書4ないし9の不開示とする部分は、当センターの医療事故の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものである。

(4) 条例第8条第6号該当性について

対象文書2ないし9の不開示とする部分は、当該事象（医療事故）について、当該事象の報告・調査に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上外部からの圧力や干渉等の影響が起こることとなり、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

4 弁明の内容

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、本件開示請求に関する行政文書について、今回特定した9件の対象文書以外に、行政文書を作成又は取得している事実はなく、不存在であったため、本件決定を行った。

また、本件不開示情報は、いずれも、条例第8条第5号、第6号に該当しない。本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する旨主張する。

しかしながら、前記3に記載のとおり、条例第8条第2号、第5号又は第6号の不

開示情報に該当するものであり、また、本件不開示情報は、公にすることにより、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、条例第10条には該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

当審査会が見分したところ、本件対象文書には千葉県がんセンターでの手術中に発生した事例（以下「本件事例」という。）及び事後対応に関する内容が記載されていることが認められた。

実施機関は対象文書1について全面的に開示し、対象文書2ないし9については、別表の不開示とした部分の欄に記載の各情報を不開示としている。これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張している。そこで、対象文書2ないし9の不開示部分の決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 対象文書2

ア No.、ID、Name及び患者欄中の年齢

No.、ID、Name及び患者欄中の年齢は、患者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 発生日・時刻

発生日・時刻は、患者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、当該情報を開示しても、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから条例第8条第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

ウ 患者欄中のその他患者情報

患者欄中のその他患者情報には、本件事例発生当時の患者の心身状態が記載されており、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第8条第2号本文後

段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 患者欄中の年齢及びその他の患者情報を除く部分の記載

当該情報は、患者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これらの情報を開示しても、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから条例第8条第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

オ 前記アないしエを除く不開示部分

当該不開示部分には、報告者部署、報告者、発生状況、事故内容詳細、事故レベル、報告者が考える防止対策及びリスクマネージャーの評価と対策が記載されている。

対象文書2であるアクシデントレポートによる報告は、「千葉県病院局医療安全管理指針」（以下「指針」という。）において、ヒヤリハット事例を体験した当事者自身による迅速な報告をすること、また、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分を行ってはならないことが定められており、事例発生時の状況や原因について当事者等がありのままの事実を報告し、当該報告を基に組織内で検証を行うことで、病院の医療安全管理に期することを目的としている。

そうすると、当該目的を達成するためには正確かつありのままの事実の報告が不可欠であり、これらの情報を公にすると、事例の当事者が自身にとって都合の悪い内容の報告を行わなくなり、また、今後リスクマネージャーが率直な意見を記載することを躊躇するおそれがある。それにより、正確な事実の把握が困難になるなど、真相の究明と再発の防止を目的とする調査及び検証事務に著しい支障が生ずることとなり、当該検証等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は条例第8条第6号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 対象文書3

ア 警察への届出、事故レベル、診療経過及び家族への説明

対象文書3である医療事故報告書は指針において、事故発生の原因となった当事者又は発見者等、速やかな報告に最も適した者が報告を行うことが定められていることから明らかなように、事故の当事者による速やかな報告が求められて

いる文書である。

また、指針には、医療事故報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分を行ってはならないことが明記されている。

警察への届出、事故レベル、診療経過及び家族への説明の各欄には、事故発生の原因となった当事者等による報告を基に作成された、本件事例に関する対応状況に関する内容が記載されている。

そうすると、当該目的が達成されるためには正確かつありのままの事実の報告が不可欠であるが、これらの情報を公にすると、報告者等が自己の責任追及を回避するため、必要な事実を記載することを躊躇し十分な報告が得られなくなる可能性があり、正確な事実の把握が困難になるなど、真相の究明と再発の防止を目的とする調査及び検証事務に著しい支障が生ずることとなり、当該検証等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 患者の年齢

患者の年齢は、前記（1）アと同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 患者区分

患者区分には、前記（1）エと同様の情報が記載されており、条例第8条第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

エ 事故の発生日時・場所

当該不開示部分には、本件事例が発生した日が記載されている。

上記情報は、前記（1）イと同様、条例第8条第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

オ 患者側の意思表示・感情等及び患者側のクレームに対する医師側の意見

当該不開示部分には、患者側の率直な感情等が記載されており、患者側の思いや人格等と密接に関係するものとして保護すべき情報であると考えられることから、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第8条第2号後段に該当し、同号ただし書のい

ずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 対象文書4

ア 事例1及び事故概要

対象文書4に記載されている医療安全管理委員会(以下「本件委員会」という。)は、指針に基づき、医療事故の原因分析及び再発防止策の立案等を行うことを目的に設置されている会議である。

本件委員会の情報の取り扱いについて当審査会が事務局職員をして実施機関に聴き取りを行なわせたところ、医療は本質的に不確実性があることから、あらゆる可能性を排除せず原因究明を行う必要があり、また、医療安全管理体制において有効な安全管理対策を立てるためには、会議体内で自由な意見交換が保障される必要があるため、本件委員会での報告内容及び意見交換内容が「非公開」でなければこれを保障することができない、ということであった。

そうすると、本件決定の不開示部分に本件委員会で報告及び検討が行われた事例の当事者、内容、原因、対応状況に係る情報(以下「報告及び検討に関する情報」という。)が含まれる場合には、これらを公にすることにより、外部からの干渉、圧力等に対する懸念などから、出席者が具体的、多角的な意見の表明を控えるなどして、真相の究明と再発の防止を目的とする本件委員会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

当該不開示部分には、本件委員会での報告及び検討に関する情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、前述したとおり、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該不開示部分は条例第8条第6号に該当することから不開示とすることが妥当である。

イ 発生事故欄中の日時・部署

当該不開示部分は、本件委員会への報告内容の一部を構成するものであるが、事例の発生日という部分的な情報であり、当該情報を開示したとしても県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第8条第6号に該当しないことから開示すべきである。

ウ 発生事故欄中の患者情報

(ア) 年齢

年齢は、前記(1)アと同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号た

だし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 病名

病名は、前記（１）ウと同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(４) 対象文書５

ア 事例１、事例２（日時・部署欄中の日時を除く）

当該情報は、前記（３）アと同様、条例第８条第６号に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 事例２（日時・部署欄中の日時）

当該情報は、前記（３）イと同様、条例第８条第６号には該当しないため、開示すべきである。

(５) 対象文書６

ア 報告事項の２及び３並びに医療事故報告書を除く不開示部分

当該情報は、前記（３）アと同様、条例第８条第６号に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 報告事項の２及び３

当該部分には、平成２８年２月１８日に開催された本件委員会での報告事項が記載されている。

本来であれば、報告及び検討情報に該当するものと認められるものの、この会議資料が使用された会議の議事録である対象文書７の中で、当該報告事項が既に開示されており、当該情報を開示したとしても県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、条例第８条第６号に該当しないことから開示すべきである。

ウ 医療事故報告書

当該情報は、前記（２）の文書と同一の内容となっており、前記（２）アないしオで示したものと同様の理由から、警察への届出、事故レベル、診療経過、家族への説明、患者の年齢、患者側の意思表示・感情等及び患者側のクレームに対する医師側の意見については不開示が妥当であり、事故の発生日時・場所及び患者

区分に記載されている情報は開示すべきである。

(6) 対象文書7

対象文書7の不開示部分は、前記(3)アと同様、条例第8条第6号に該当する情報と認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 対象文書8

対象文書8の不開示部分は、前記(3)アと同様、条例第8条第6号に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

(8) 対象文書9

ア 出席者

出席者は、当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、当審査会が見聞したところ、当該出席者は公務員でないことが認められた。

したがって、当該情報は条例第8条第2号前段に該当し、ただし書きのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

イ 出席者以外の不開示部分

当該不開示部分に記載の情報は、前記(3)アと同様、条例第8条第6号に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

2 本件請求の対象となる文書の特定について

本件請求内容は、前記第2-2のとおりであり、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である等の旨主張している。

実施機関は、本件対象文書以外には本件請求の対象となる文書保有していない旨説明するところ、当審査会が、本件請求の趣旨を踏まえ文書を再度探索するよう実施機関に求め、実施機関において再探索を行ったところ、本件座席表が発見された。実施機関の説明によれば、本件座席表は対象文書1が使用された記者会見で配布された資料であるとのことであった。

本件請求は、実施機関の本件事例及びその事後対応に関する文書の開示を求めるものであり、対象文書の例として、「配布資料」や「職員側の出席者」等が挙げられていることから、本件座席表は本件請求に係る対象行政文書に該当すると認められる。よって、実施機関は本件座席表について開示決定等を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

- (1) 実施機関は本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分欄に記載した各情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件座席表について、開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成29年12月28日	諮問書の受付
平成30年 2月13日	反論書の受付
令和 7年 7月28日	審議
令和 7年 9月24日	審議
令和 7年10月30日	審議
令和 7年11月26日	審議
令和 7年12月24日	審議

別表

対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
2 アクシデント レポート	<ul style="list-style-type: none">・ No.、ID、Name・ 報告者部署・ 発生日・時刻・ 報告者・ 患者（年齢、その他患者情報、年齢・その他患者情報を除く不開示部分の記載）	<ul style="list-style-type: none">・ 発生日・時刻・ 患者（年齢・その他患者情報を除く不開示部分の記載）

	対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況 ・ 事故内容詳細 ・ 事故レベル ・ 報告者が考える防止対策 ・ リスクマネージャーの評価と対策 	
3	医療事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察への届出 ・ 事故レベル ・ 患者の年齢 ・ 患者区分 ・ 事故の発生日時・場所 ・ 診療経過 ・ 家族への説明 ・ 患者側の意思表示・感情等 ・ 患者側のクレームに対する医師側の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者区分 ・ 事故の発生日時・場所
4	臨時 医療安全管理委員会 次第（平成28年2月2日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例1 	
	重大事故初期対応チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故概要 ・ 発生事故（日時・部署、患者情報（年齢、病名）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生事故（日時・部署）
5	平成27年度臨時 医療安全管理委員会議事録（平成28年2月2日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例1、事例2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例2（日時・部署）
6	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項（2及び3）

	対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
	医療安全管理 委員会次第 (平成28年 2月18日)	・ 報告事項	
	平成28年1 月 事故報告 まとめ	・ 1月のまとめ ・ 区分、事故の概要、備考、事故報告 まとめのその他の記載	
	医療事故報告 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察への届出 ・ 事故レベル ・ 患者の年齢 ・ 患者区分 ・ 事故の発生日時・場所 ・ 診療経過 ・ 家族への説明 ・ 患者側の意思表示・感情等 ・ 患者側のクレームに対する医師側の 意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者区分 ・ 事故の発生日時・場所
7	平成27年度 第11回医療 安全管理委員 会議事録(平 成28年2月 18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 ・ 報告事項 	
8	平成28年度第 1回医療安全管 理委員会 次第 (平成28年4 月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6. レベル3b以上事例(3月)の 対応及び再発防止策について ・ 7. ガーゼ遺残事故の再発防止策につ いて 	

対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
食道癌全摘除中の止血措置に難渋した事例に対する再発防止策の検討	・表題及び検討日以外の部分	
9 平成28年度第1回医療安全管理委員会議事録 (平成28年4月20日)	・出席者 ・議事(3、4、5、6、7、8、14、15、18及び19)	

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)